

ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理指針に関する専門委員会の 設置について（案）

平成22年12月22日

1. 設置の趣旨

医学研究については、これまで各種指針を策定し、個人情報等の取扱い等について、研究者が遵守すべき事項を定め、研究の適正な実施に努めてきたところである。

一方で、近年、遺伝情報等を取扱う研究等を巡る状況についても変化が見られる。

また、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」の全面改正（平成17年施行）において、「この指針は、必要に応じ、又は施行後5年を目途としてその全般に関して検討を加えた上で、見直しを行うものとする。」とされている。

このため、厚生科学審議会科学技術部会に本委員会を設置し、検討を行う。

2. 検討課題等

施行後5年が経過したことから、医学研究の進展等を踏まえ検討を行い、平成23年度中を目途に一定の結論を取りまとめる。

3. 構成

医学研究者（ゲノム、疫学等）、医療関係者、法学・倫理専門家等から構成する。（委員及び委員長は、厚生科学審議会科学技術部会運営細則第2条及び第3条に基づき、科学技術部会長が指名する。）

4. その他

検討にあたっては、文部科学省、経済産業省における検討会と合同で開催し、議論を進めるものとする。